

書類	No. 1
----	----------

令和5年4月23日執行予定 標津町議会議員選挙 立候補予定者説明会

日時：令和5年3月17日（金） 13時30分から
場所：標津町役場2階集会室

標津町選挙管理委員会

會議次第

- 1 開会
- 2 標津町選挙管理委員会委員長挨拶
- 3 立候補届出事務等について
- 4 選挙運動用通常葉書について（中標津郵便局）
- 5 閉会

※この資料においては、次のとおり略語を用いております。

- | | | |
|---|------|--------------------------|
| 1 | 公選法 | 公職選挙法（昭和25年法律第100号） |
| 2 | 施行令 | 公職選挙法施行令（昭和25年政令89号） |
| 3 | 施行規則 | 公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号） |
| 4 | 郵便規則 | 公職選挙郵便規則（昭和25年郵政省令第4号） |

第 1 選挙の期日等

1 選挙の事由について（公選法第 33 条）

標津町議会議員選挙 令和 5 年 4 月 30 日任期満了による選挙

2 選挙に関する期日等について

種 別	期 日 ・ 期 間 ・ 期 限
(1) 候補者又は候補者になろうとする者の後援団体に対する寄付の禁止期間	(任期満了日の 90 日前～選挙期日) 令和 5 年 1 月 30 日（月）～ 令和 5 年 4 月 23 日（日）
(2) 選挙期日の告示	令和 5 年 4 月 18 日（火）
(3) 立候補届出日	令和 5 年 4 月 18 日（火）8:30～17:00
(4) 選挙立会人の届出期限	令和 5 年 4 月 20 日（木）17:00
(5) 選挙運動最終日	令和 5 年 4 月 22 日（土）
(6) 投票日	令和 5 年 4 月 23 日（日）7:00～20:00 (第 2～第 8 投票所は 7:00～18:00)
(7) 開票日	令和 5 年 4 月 23 日（日）21:00～
(8) 選挙会（開票事務）	令和 5 年 4 月 23 日（日）21:00～ (無投票の場合は令和 5 年 4 月 24 日（月）午前中の予定)
(9) 当選証書付与	令和 5 年 4 月 24 日（月）11:00
(10) 選挙運動費用収支報告書提出期限	令和 5 年 5 月 8 日（月）17:00

3 永久選挙人名簿選挙時登録について（公選法第 9 条、第 22 条）

- (1) 登録基準日及び登録日 令和 5 年 4 月 17 日（月）
- (2) 住所要件 令和 5 年 1 月 17 日以前に転入届をした者で引続き 3 箇月以上
標津町の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 年齢要件 平成 17 年 4 月 24 日以前に出生した者

第2 立候補届出に当たっての注意事項

1 立候補の資格について（被選挙権）

（1） 標津町議会議員選挙（公選法第10条）

- ア 日本国民であること。
- イ 選挙の期日（4月23日）現在で年齢満25歳以上であること。
- ウ 標津町の選挙人名簿に登載されていること。
- エ （2）のいずれにも該当しないこと。

（2） 被選挙権のない者（被選挙権の消極的要件）（公選法第11条、第11条の2、第251条の2、第251条の3、第252条、政治資金規正法第28条）

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
- ウ 公職にある間に犯した収賄罪又は公職にある者のあつせん行為による利得罪で実刑を受けた場合、その執行を終えた日又はその執行の免除を受けた日から5年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者（被選挙権は5年経過した日から5年間停止）
- エ 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられ、その執行猶予中の者
- オ 組織的選挙運動管理者が、買収罪等の罪を犯し、禁固以上の刑に処せられたときは、候補者の当選は無効とし、連座制の裁判確定の時から5年を経過しない者
- カ 選挙犯罪により、選挙権及び被選挙権を停止されている者

2 立候補の届出について（公選法第86条の4、第270条）

届出は、本人が届け出る場合（自薦）と他人を候補者に推薦しようとする者が届け出る場合（推薦）の二つの方法があり、この届出を終えて、初めて候補者の資格を得ることになります。

（1） 届出をすることができる期間

選挙の期日の告示日（4月18日）1日限り

（2） 届出は、郵便等によることなく文書で行わなければなりません。

（3） 受付時間は、午前8時30分から午後5時までです。

（4） 立候補届出受付会場は、標津町役場2階集会室です。

（5） 8時20分までに参集された立候補届出者は、届出受付の前に到着受付を庁舎1階正面ロビーで行いますので、必ず正面玄関からお入りください。

（6） 受付の順序について

ア 午前8時20分までに庁舎1階正面ロビーで到着受付簿を記入し、選管から到着番号札を交付され、到着受付を済ませた立候補者の届出の受付をする順序は、

受付の迅速化と公正を期するため「くじ」により決定します。

イ アにより到着番号札を交付された立候補者は1階第1会議室に移動し、最初に「立候補届出の受付の順序を決めるくじ」を引く順序を決める「くじ」を行い、仮くじ番号札を交付します。

ウ イの「くじ」の次に、仮くじ番号札の順番に従い「立候補届出の受付の順序を決めるくじ」を行い、立候補届出番号札を交付します。

エ 立候補届出受付順番が決定したら、2階集会室の受付会場まで係がご案内します。

オ 午前8時20分以降に参集された方々は、ウにより順序の決定した方々の後に到着順で受付しますので2階集会室の受付会場までお越しください。

3 立候補の届出に必要な書類について（施行令第89条）

（1） 本人が届出する場合

ア 候補者届出書

イ 供託証明書

ウ 宣誓書

エ 所属党派証明書（無所属の場合は不要）

オ 戸籍の謄本又は抄本（告示日から遡って3ヶ月以内のもの）

カ 通称認定申請書（通称使用を希望する場合のみ）

キ 立候補者の住民票（告示日から遡って3ヶ月以内のもの）

（2） 他人を候補者に推薦しようとする者が届出する場合

ア 候補者届出書

イ 候補者推薦届出承諾書

ウ 選挙人名簿登録証明書（選挙管理委員会で発行します。）

エ 供託証明書

オ 宣誓書

カ 所属党派証明書（無所属の場合は不要）

キ 戸籍の謄本又は抄本（告示日から遡って3ヶ月以内のもの）

ク 通称認定申請書（通称使用を希望する場合のみ）

ケ 立候補者の住民票（告示日から遡って3ヶ月以内のもの）

（3） 留意事項

ア 届出書類等の押印廃止に伴い、本人確認が必要となる場合がありますので、身分を証明できる書類（マイナンバーカード・運転免許証など）を持参ください。

イ 届出日当日に代理人の方が書類を持参される場合は委任状及び本人確認書類を持参ください。

ウ 届出書類については下記のとおり、事前審査にて精査しますが、念のため当日修正事項が生じた場合に必要となる可能性がありますので、印鑑を持参ください。

エ 立候補の届出等に必要な書類について、立候補届出の事務処理を円滑にするた

め、4月11日（火）から4月13日（木）まで標津町役場1階第1会議室において事前審査を行います。時間は午前9時から午後5時までです。

また、立候補届出以外の届出書類（選挙事務所設置届等）の審査も併せて行いますので、9ページのチェックリストをご確認ください。

4 立候補届出書の記載上の注意事項について

（1） 本人が届出する場合

ア 候補者届出書（本人届出）（様式1－1）

（ア） 「候補者」の氏名は、戸籍謄（抄）本に記載されている氏名を正確に記載し、必ず「ふりがな」をつけてください。（施行令第89条）

（イ） 「本籍」、「住所」及び「生年月日」欄は、被選挙権の有無の判定上必要なものですから、正確に記載してください。（施行令第89条）

なお、「生年月日」のかっこ内には、選挙期日（4月23日）現在の満年齢を記載してください。

（ウ） 「党派」欄は、政党に所属している方で、立候補届出に添付する「所属党派証明書」に記載されている政党等の名称を記載してください。（公選法第86条の4）

なお、次の事項に注意してください。

a 政党等の名称は1つしか記載することが出来ません。

b 「所属党派証明書」をお持ちでない方は「無所属」と記載してください。

（エ） 「職業」はできるだけ詳しく記載してください。（例：〇〇〇〇会社代表取締役、酪農業、漁業）

（オ） 「一のウェブサイト等のアドレス」欄は、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一つのウェブサイト等のアドレスを記載することができます。

イ 供託証明書

候補者本人名義の供託証明書が必要です。（施行令第89条）

ウ 宣誓書（様式1－2）

公職の候補になろうとする方は、虚偽の宣誓をした場合は、立候補の届出が却下され、そのうえ処罰されることがあります。（公選法第238条の2）

エ 所属党派証明書（様式1－5）

（ア） 政治団体等に所属する候補者が立候補の届出をする場合に提出してください。（公選法第86条の4）

（イ） 無所属で立候補される方は、提出の必要はありません。

（ウ） 証明書の発行者は、あらかじめ各政党で決められており、それ以外の方が発行した証明書は効力がありません。

オ 戸籍の謄本又は抄本

(ア) 戸籍の謄本又は抄本は、立候補届出に記載された「候補者の氏名」が、戸籍上の本名であること等を確認するために必要となります。

(イ) 告示日から遡って3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。(施行令第89条)

カ 通称認定申請書(様式1-6)

(ア) 通称認定の申請

通称認定を希望される方は、選挙長に対し、その通称が本名(戸籍簿に記載された氏名)に代わるものとして広く通用していることを説明し、かつ、そのことを証明できる資料を提示してください。(施行令第89条)

(イ) 氏名をかな書きにする場合の取扱い

戸籍上の氏名を通常の読みに従って、かな書きとする場合にも、通称認定申請書を提出してください。

なお、この場合には、通用していることを証する資料の提示は不要です。

(ウ) 通称は、次の場合等に記載、又は使用されます。(施行令第89条)

a 立候補届出等の告示

b 新聞広告

c 投票記載所の氏名等の掲示

(エ) 通称認定の申請は、立候補の届出後に行っても受理されません。(施行令第89条)

キ 立候補者の住民票

(2) 他人を候補者に推薦しようとする者が届出する場合(公選法第86条の4)

ア 候補者届出書(推薦届出)(様式1-3)

(ア) 届出書は、本人が届出の場合に準じて記載してください。

(イ) 推薦届出者が2人以上であるときは、全員の推薦届出者の住所、氏名、生年月日を記載してください。(施行令第89条)

イ 候補者推薦届出承諾書(様式1-4)

推薦届出には、公職の候補者となろうとする方の承諾書が必要です。(施行令第89条)

ウ 選挙人名簿登録証明書(様式1-7)

(ア) 推薦届には、推薦届出者が標津町の選挙人名簿に登録されていることを証する証明書が必要です。(施行令第89条)

(イ) 推薦届出者が2人以上であるときは、全員の証明書が必要です。

(ウ) 標津町選挙管理委員会で発行します。(届出書等の事前審査時確認し、届出日に発行します。)

エ 供託証明書

(ア) 推薦届出者名義の供託証明書が必要です。(施行令第89条)

(イ) 推薦届出者が2人以上であるときは、その中の1人の名義で差支えありません。

オ 宣誓書

カ 所属党派証明書

キ 戸籍謄本又は抄本

ク 通称認定申請書

ケ 立候補者の住民票

※オからケまでは、「本人が届出する場合」と同じ

5 立候補届出後に交付を受けるもの

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) 街頭演説用の標旗 | 1 枚 |
| (2) 選挙運動用自動車等の表示板 | 1 枚 |
| (3) 選挙運動用拡声機の表示板 | 1 枚 |
| (4) 選挙運動用自動車等の乗車用腕章 | 4 本 |
| (5) 街頭演説の選挙運動員用の腕章 | 1 1 本 |
| (6) 選挙運動用ビラの証紙 | 1, 6 0 0 枚 |
| (7) 候補者用通常葉書使用証明書 | 1 枚 |
| (8) 選挙運動用通常葉書差出票 | 8 枚 |

6 供託金について

- (1) 議会議員選挙に立候補しようとする方、又は他人を候補者として届出ようとする方は、あらかじめ150,000円を供託しておかなければなりません。(公選法第92条)
- (2) 供託する人は、立候補の届出が本人届出の場合は本人、推薦届出の場合は推薦届出者です。
- 本人届出の場合に第三者が供託したり、推薦届出の場合に候補者本人が供託したりしても効力はありません。(公選法第92条)
- (3) 数人で推薦届出をする場合には、その中の1人だけの名義で供託しても差支えありません。
- (4) 選挙が特定できる場合は、選挙期日の告示前であっても供託することができます。
- (5) 手続きは、別添「選挙供託手続について」(釧路地方法務局根室支局作成資料)で確認してください。

※供託についての詳細は、釧路地方法務局根室支局にお尋ねください。

- (6) 供託物の没収(公選法第93条)

次の場合には、供託物は没収されます。

ア 候補者の得票数が、有効投票の総数を議員定数(10)で除して得た数の10分の1に達しない場合

イ 候補者を辞退した場合

ウ 立候補禁止の公職についたため、立候補の辞退とみなされた場合

エ 立候補の届出が却下された場合

(7) 供託物の返還（施行令第93条）

次の場合には、供託物の返還を請求できます。

ア 候補者が選挙の期日の投票開始時刻までに死亡した場合

イ 公選法第103条第4項の規定により、公職の候補者に係る候補者の届出が
下げられ、又は公職の候補者たることを辞したものとみなされた場合

ウ 選挙の全部が無効となった場合

エ 候補者の得票数が、有効投票の総数を議員定数（10）で除して得た数の10
分の1をこえる場合

オ 無投票の場合

7 選挙立会人となるべき者の届出について

候補者は、選挙区の選挙人名簿に登録されている者の中から選挙立会人となるべき者
1人を届出ることができます。（選挙立会人となるべき者の届出書（兼承諾書）（様式2
－11））

届出は、選挙期日前3日（4月20日午後5時）までに選挙長へ届出なければなりません。（公選法第76条、第62条）

なお、選挙立会人の総数は10人までとなっていますので、届出が10人を超える場
合はくじにより10人を決定します。

○立候補の届出等に必要な書類チェックリスト

・本人が届け出る場合

チェック欄

4 ページ 3 (1) ア～キに該当する書類	
------------------------	--

・他人を候補者に推薦しようとする者が届け出る場合

4 ページ 3 (2) ア～ケに該当する書類	
出納責任者選任承諾書	
選挙事務所設置承諾書	

・共通書類

選挙事務所設置届	
出納責任者選任届	
選挙運動中報酬を支給する者の届出書	
選挙立会人となるべき者の届出書（4月20日（木）午後5時までで可）	
公営施設使用個人演説会開催申出書（公営施設を利用するとき）	
選挙運動用ビラの届出書	
選挙運動用ポスター1枚	
選挙運動用ビラ1種類につき1枚（2種類まで）	

※上記の書類は、事前審査で記載事項等確認いたしますので、持参ください。

（ポスター、ビラ含む）

※届出書類等を代理人が届け出る場合は委任状が必要となります。

第3 選挙運動

1 選挙運動の期間について

- (1) 立候補届出後から選挙期日（投票日）の前日までです。（公選法第129条）
（令和5年4月18日（火）～22日（土）までの5日間）

なお、立候補届出日であっても、立候補届が選挙長に受理されるまでは、選挙運動はできません。

- (2) 次の選挙運動は、例外として選挙期日の当日でも行えます。（公選法第132条、第143条）

ア 投票所を設けた場所の入口から直線距離で300mより外の区域にすでに設けられていた選挙事務所を、そのまま設置しておくこと。

イ アの選挙事務所を表示するために、その場所でポスター、立札、看板の類を通じて3以内（合計で3以内）及びちょうちん1を掲示しておくこと。

ウ 選挙運動期間中適法に掲示された選挙運動用ポスターを、そのまま掲示しておくこと。

2 立候補の準備行為について

法律では、立候補届出前の選挙運動は事前運動として禁止していますが、次のようなことは立候補や選挙運動の準備行為として許されています。

なお、立候補の準備に投票を得る目的を加味した行為は、準備行為の範囲を超えるものであるため、事前運動として禁止されます。（公選法第129条）

- (1) 立候補のための準備行為

ア 立候補の届出に必要な書類の整理

イ 供託の手続き

ウ 政党等の公認を求める行為

- (2) 選挙運動のための準備行為

ア 選挙事務所の借入の内交渉

イ 出納責任者、選挙運動員等となることの内交渉

ウ 労務者雇入れの内交渉

エ 選挙演説依頼の内交渉

オ 演説会場の借入の内交渉

カ 立札、看板、ちょうちん等の作成

キ 選挙運動用ポスター及び選挙運動用葉書の作成（選挙運動用通常葉書の無料交付前に、あらかじめ購入していた通常葉書の費用は、候補者負担となります。）

3 選挙事務所の設置及び届出について

- (1) 選挙事務所は、候補者又は推薦届出者（推薦届出者が数人あるときはその代表者）

でなければ設置することができません。(推薦届出者が設置するときは、候補者の承諾が必要です。)(公選法第130条)

(2) 選挙事務所を設置することのできる数は、候補者1人について1箇所です。(公選法第131条)

(3) 選挙事務所を設置したときは、設置者は直ちに選挙事務所設置届(様式2-1)で届出てください。

また、選挙事務所に異動(移転、廃止)があった時は、選挙事務所異動届(様式2-3)で届出てください。(選挙事務所は、1日1回に限り移転(廃止に伴う設置を含む。)することができます。)(公選法第130条、施行令第108条)

(4) 推薦届出者が選挙事務所を設置又は異動した場合における届出には、選挙事務所設置承諾書(様式2-2)又は選挙事務所異動承諾書(様式2-4)を添えなければなりません。この場合において、推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者であることを証明する代表者証明書(様式2-2下部)を添えなければなりません。(施行令第108条)

(5) 選挙事務所を表示するために、その場所で使用できるものは次のとおりです。(公選法第143条)

ア 種類、規格、数量

(ア) ポスター、立札、看板

a 数量：通じて3以内(合計で3以内)(両面を使用した場合は2枚に数えられます。)

b 大きさ：縦350cm以内、横100cm以内

(イ) ちょうちん

a 数量：1個

b 大きさ：高さ85cm以内、直径45cm以内

イ 記載内容は、選挙事務所を表示するためのものでなければなりませんので、単に候補者の政見や経歴のみを記載したものや、写真だけ表示されているものは掲示できません。

ウ 選挙事務所の表示は、選挙事務所から離れた場所に掲示することはできません。

(6) 選挙事務所のほかに休憩所、その他これに類する設備を設けることは禁止されています。(公選法第133条)

(7) 選挙当日は、投票所の入口から300m以内(直線距離)の区域に選挙事務所を設置しておくことはできません。もし300m以内の区域に設置されている選挙事務所があれば、これを閉鎖又は300mより外の区域に移動しなければなりません。(公選法第132条)

(8) 次の場合には、標津町選挙管理委員会から選挙事務所の閉鎖を命じられます。(公選法第134条)

ア 候補者又は推薦届出者以外の者が選挙事務所を設置したとき。

- イ 選挙当日、投票所を設けた場所の入口から300m以内（直線距離）に選挙事務所が設置されているとき。
- ウ 2箇所以上の選挙事務所が設置されているとき。

4 選挙運動用自動車及び拡声機の使用について

- (1) 選挙運動用として、候補者1人について自動車1台及び拡声機1そろえの使用が認められています。（公選法第141条）

なお、選挙運動のために使用できる自動車は次のとおりです。（公選法第141条、施行令第109条の3）

- ア 乗車定員4人以上10人以下の小型自動車

乗用車、貨物用自動車（ライトバンなど）を含みます。

屋根や車体の一部が構造上開けっ放しになっているものや、屋根が取りはずせたり、開けたりできるものは使用できません。

- イ 車両重量が2トン以下の四輪駆動式自動車（ジープなど）

屋根や車体の一部が構造上開けっ放しになっているものは使用できません。

屋根が取りはずせたり、開けたりできるものは使用できます。

ただし、走行中に屋根を開けて使用することはできません。

- ウ 乗用定員10人以下の乗用車でア及びイ以外のもの

乗用車であれば、普通自動車や小型自動車はもちろん、軽自動車や二輪自動車も使用できます。

二輪自動車を除き、屋根や車体の一部が構造上開けっ放しになっているものや、屋根が取りはずせたり、開けたりできるものは使用できません。

- エ 小型貨物自動車及び軽貨物自動車

屋根や車体の一部が構造上開けっ放しになっているものや、屋根が取りはずせたり、開けたりできるものでも使用できます。

- (2) 使用する自動車及び拡声機には、立候補届出の際に標津町選挙管理委員会が交付する表示板を取付けなければなりません。

なお、自動車の表示板は前面その他の外部から見やすい箇所に、拡声器の表示板は送話口の下部等へ使用中常に取付けなければなりません。（公選法第141条）

- (3) 選挙運動のために使用する自動車には、選挙の種類、候補者の氏名、候補者の属する政党や政治団体の名称等を記載したポスター、立札、看板及びちょうちんの類を掲示することができます。

なお、記載内容には、特に制限がありません。

- ア 自動車に掲示できるもの（公選法第143条）

- (ア) ポスター、立札、看板

- a 数量：制限なし

- b 大きさ：縦273cm以内、横73cm以内

(イ) ちょうちん

a 数量：1個

b 大きさ：高さ85cm以内、直径45cm以内

イ アの掲示物を取付ける場合は、警察の許可が必要です。

(4) 選挙運動のために使用する自動車に乗車できる人数は、候補者及び運転手（1人に限る。）を除き、4人を超えてはなりません。（公選法第141条の2）

(5) 選挙運動のために使用する自動車に乗車する人は、標津町選挙管理委員会が交付する「乗車用腕章」を着けなければなりません。

この乗車用腕章は、候補者1人について4枚交付されます。（候補者及び運転手は、腕章を着ける必要はありません。）（公選法第141条の2）

(6) 走行中の自動車の上においては、選挙運動はいっさいできません（ただし、自動車上の連呼行為は許されている。）が、停止している自動車の上においては、街頭演説、その他の演説、連呼行為等を行うことはできます。（その種類に応じてそれぞれ規制を受けます。）（公選法第141条の3）

(7) 選挙運動用の拡声機は1そろえに限られているが、個人演説会開催中はその会場において別に1そろえ使用することができます。（個人演説会の拡声機には表示板不要）（公選法第141条）

(8) 選挙運動用自動車の看板などの取付けにより設備外積載等をする場合は、中標津警察署の許可が必要となりますので、別添のとおり申請してください。

※別添「選挙運動用自動車に係る設備外積載等許可申請手続きについて」を参照ください。

(7) 自動車の借上げ等にかかる経費が上限金額の範囲内で無料（公費負担）となります。詳しくは選挙公営制度の手引きにて説明いたします。

5 選挙運動用ポスターについて

(1) 選挙運動用ポスターは、標津町選挙管理委員会が設置するポスター掲示場1箇所につき、候補者1人1枚に限って掲示することができます。

なお、選挙運動用ポスターは、ポスター掲示場以外の場所には一切掲示することが出来ません。（公選法第143条）

(2) ポスター掲示場の設置数は43箇所です。

設置場所の位置図及び一覧表は、候補者1人につき書類8のほか、位置図を3部交付します。（施行令第111条の2）

(3) ポスターの規格は次のとおりです。

ア 規格は、長さ42cm、幅30cm以内で、色彩及び記載内容は自由ですが、ポスターの表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人の場合は名称）及び住所を必ず記載しなければなりません。（公選法第144条）

イ 規格等について事前審査を行いますので、立候補届出書類の事前審査の際、ポ

スターの種類毎に1枚ずつ持参願います。

(4) 選挙運動用ポスターは、4月18日(告示日)の立候補届出受理後から掲示することができます。(公選法第129条)

(5) 選挙運動用ポスターは、選挙期日の前日まで貼りかえることはできますが、選挙期日当日は貼りかえることはできません。

なお、選挙期日の翌日からポスター掲示場の撤去作業を行う予定となっておりますので、撤去されていないポスターも同時に撤去します。(公選法第143条)

(6) ポスター掲示場における各候補者の区画番号は、立候補届出受理番号と同一の番号です。

(7) 今回の選挙からポスターの作成経費が上限金額の範囲内で無料(公費負担)となります。詳しくは選挙公営制度の手引きにて説明いたします。

6 選挙運動用通常葉書について

選挙運動のために通常葉書を頒布することができます。(公選法第142条、郵便規則)

(1) 候補者1人につき使用できる枚数

標津町議会議員選挙 800枚(無料)

(2) 候補者は、立候補届出の際に交付された候補者用通常葉書使用証明書を選挙運動期間中に中標津郵便局に提示して、「選挙用」の表示をしてある選挙運動用通常葉書の無料交付を受けることができます。

(3) (2)の交付を受けず、あらかじめ立候補届出前に購入していた通常葉書や、あらかじめ作成していた私製葉書を使用する場合は、候補者用通常葉書使用証明書と葉書の中標津郵便局に提出して「選挙用」の表示をしてもらいます。

なお、あらかじめ通常葉書を購入していた場合は、購入費用は自己負担になります。

(4) 葉書を発送する場合は、立候補届出の際に交付される選挙運動用通常葉書差出票を添えて必ず郵便局の窓口に出さなければなりません。郵便ポストに投函したり、路上で通行人に手渡したりしないでください。

(5) 記載内容については、特別に制限はないので、その内容が利害誘導、その他罰則にふれない限り、投票の依頼や個人演説会開催通知等のために用いても差支えありません。

(6) 宛名については、同一世帯内の数人の選挙人に対して連名で出す等の使用方法是差支えありませんが、会社など多数の選挙人が集合している場所に「〇〇会社〇〇課御一同様」、「〇〇会社御中」等、多くの選挙人に回覧や掲示等が行われることを予定しているような場合は、文書の回覧、掲示の禁止にふれます。

(7) その他、詳しい取扱いについては、別紙「選挙葉書ご利用のしおり」に基づいて、中標津郵便局の担当者から説明があります。

7 選挙運動用ビラ

町議会議員選挙でも、選挙運動用ビラを頒布することができるようになりました。(公選法第142条)

- (1) 候補者が頒布できる選挙運動用ビラは、候補者1人につき1,600枚以内です。
(2種類以内)
- (2) 選挙運動用ビラを頒布する場合は、立候補届出時に見本を添えて選挙運動用ビラ届出書(様式2-13)を提出してください。
- (3) 規格は、長さ29.7cm、幅21cm(A4版)以内です。
- (4) 選挙運動用ビラには、標津町選挙管理委員会が交付する証紙を貼ってください。
- (5) 選挙運動用ビラの表面には、頒布責任者及び印刷者の氏名(法人の場合は名称)及び住所を記載しなければなりません。
- (6) 頒布方法は、新聞折込による頒布、選挙事務所内、個人演説会会場又は街頭演説場所における頒布に限られます。(散布は禁止されています。)
- (7) ビラの作成経費が上限金額の範囲内で無料(公費負担)となります。詳しくは選挙公営制度の手引きにて説明いたします。

8 新聞広告について

- (1) 候補者は、選挙運動期間中2回に限り、いずれか1つの新聞に候補者の負担で広告ができます。(同じ新聞に2回掲載すること、別々の新聞に1回ずつ掲載することもできます。)(公選法第149条)
- (2) 広告の大きさは、横9.6cm、縦2段組以内であって、その場所は記事下に限られており色刷は認められません。(施行規則第19条)
- (3) 広告をする際は、新聞広告掲載証明書を公布いたしますので標津町選挙管理委員会までご連絡ください。
- (4) 候補者が、広告を掲載した新聞を多量に買入れて掲示することや選挙人に配ることはできません。(公選法第149条)
- (5) 広告ができるのは選挙期日の前日までであって、選挙期日の新聞に掲載することはできません。(公選法第149条)

9 インターネット等の利用について

インターネット等を利用する方法は、電気通信の送信(放送を除く。)により、文書図画をその受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に表示させる方法です。

なお、ウェブサイト上に掲載され、又は選挙運動用電子メールに添付された文書図画を紙に印刷して頒布や掲示することは、公職選挙法の規定に抵触します。

- (1) ウェブサイト等を利用する方法(公選法第142条の3)

ア 選挙の告示の日から選挙期日の前日までの期間、選挙運動のために使用する文書図画を、ウェブサイト等を利用する方法により頒布することができます。(年齢

が18歳未満の者等選挙運動を行うことができない者を除く。)

「ウェブサイト等」とは、具体的に次の手段です。

(ア) ウェブサイト（いわゆるホームページ）

(イ) ツイッター、フェイスブック、インスタグラム、LINE等のSNS

(ウ) 動画共有サービス

(エ) 動画中継サイト

イ アにより頒布する方は、自分の電子メールアドレス、ツイッターのユーザー名などが正しく表示されるようにしなければなりません。

ウ 選挙期日当日は、ウェブサイト等を更新することはできません。

(2) 電子メールを利用する方法（公選法第142条の4）

ア 候補者は、選挙の告示の日から選挙期日の前日までの期間、選挙運動のために使用する文書図画を、電子メールを利用する方法により頒布することができます。

イ 電子メールの送信先は限定されます。（あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の求め、同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した方など）

ウ 選挙運動用電子メールの送信者は、選挙運動用電子メールの送信の求め、同意をした等の記録を保存しなければなりません。

エ 選挙運動用電子メールの送信を拒否された場合は、送信することはできません。

オ 選挙運動用電子メールを利用する方法により文書図画を送信する場合は、選挙運動用電子メールである旨、送信者の氏名、送信拒否通知ができる旨、送信拒否通知で必要となるメールアドレスその他通知先を表示しなければなりません。

(3) 当選を得させないための活動（公選法第142条の5）

ア 選挙の告示の日から選挙期日の前日までの期間、ウェブサイト等を利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する場合は、送信者の電子メールアドレスなどが正しく表示されるようにしなければなりません。

イ 電子メールを利用する方法においても、アと同じ理由により使用する場合は、送信者のメールアドレス及び氏名が正しく表示されるようにしなければなりません。

(4) 候補者の氏名等を表示した有料公告の禁止等（公選法第142条の6）

候補者の氏名等又は氏名等が類推されるような事項を表示した広告を、有料でインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画に掲載することはできません。

10 たすき、胸章等について

候補者は、たすき、胸章及び腕章の類を使用することができます。これらのものは、候補者が着用している限り、数量、規格及び記載内容に別段制限はありません。（公選法第143条）

1 1 個人演説会について

- (1) 個人演説会には、公営施設を使用して行うものと、その他の施設を使用して行うものと2つの方法があります。(公選法第161条、第161条の2)
- (2) 公営施設(町選管が指定する施設)は、「茶志骨生活改善センター、茶志骨生活館、忠類生活館、北標津地区町内会館、伊茶仁町内会館、標津町農村環境改善センター(標津町文化ホール)、古多糠コミュニティセンター、標津町生涯学習センター、川北地区コミュニティセンター(川北生涯学習センター)(4月21日から投票所又は開票所となります)」です。(公選法第161条)
- (3) 公営施設は、候補者1人について同一施設ごとに1回限り無料で使用できます。同一施設を2回以上使用する場合は、2回目からはあらかじめ料金を納付しなければなりません。(公選法第164条、施行令第120条)
- (4) 公営施設の使用時間は、1回について5時間を超えることは出来ません。(施行令第112条)
- (5) 公営施設以外の施設を使用して個人演説会を開催する場合は、標津町選挙管理委員会に申出る必要はありません。使用しようとする施設の管理者等と交渉してその承諾を得れば開催できますが使用料は有料となります。(使用時間の制限なし)
- (6) 候補者が公営施設を使用して個人演説会を開催しようとするときは、「個人演説会開催申出書」(様式2-12)に必要事項を記入して、開催予定日前2日までに標津町選挙管理委員会に申出てください。(公選法第163条、施行令第112条)
- (7) 会場の内部に掲示できる文書図画は次のとおりです。(公選法第143条)
 - ア ポスター、立札及び看板の類(数、規格の制限なし)
 - イ 高さ85cm、直径45cm以内のちょうちん(会場内か会場外のいずれかに1個)
 - ウ ア及びイには、表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません。(施行令第110条)
- (8) 会場の外部に掲示できる文書図画は次のとおりです。(公選法第143条)
 - ア 縦273cm、横73cm以内のポスター、立札及び看板の類(会場ごとに通じて2個)
 - イ (7)イのちょうちん
 - ウ ア及びイには、表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません。(施行令第110条)
- (9) 次の場所での演説等は禁止されています。(公営施設使用の個人演説会を除く。)(公選法第166条)
 - ア 国又は地方公共団体が所有し、又は管理する建物(公営住宅を除く。)
 - イ 汽車、電車、バス、船舶(選挙運動用を除く。)、停車場、鉄道地内
 - ウ 病院、診療所、その他の療養施設
- (10) 選挙運動のために開催する演説会は個人演説会のみであり、いかなる名目によっ

ても他に開催することはできません。

また、候補者以外の者が、2人以上の候補者の合同演説会を開催することはできません。（公選法第164条の3）

1.2 街頭演説について

- (1) 街頭演説を行うときは、演説者がその場所に止まっていなければなりません。したがって、道路を歩行しながらする演説や、走行する車上からする演説は行うことができません。（公選法第164条の5、第141条の3）
- (2) 街頭演説をする場合には、標津町選挙管理委員会が立候補届出の際に交付する標旗（1枚）を必ず掲げていなければなりません。（公選法第164条の5）
- (3) 街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者1人について15人を超えてはならず、候補者を除き標津町選挙管理委員会が交付する腕章（乗車用腕章4枚、選挙運動員腕章11枚）を着けなければなりません。（公選法第141条の2、第164条の7）
- (4) 街頭演説のできない時間は、午後8時から翌日午前8時までです。

また、学校、認定こども園、病院及び診療所その他療養施設の周辺においては静隠を保持するように努めなければなりません。（公選法第140条の2、第164条の6）

1.3 戸別訪問について（公選法第138条）

- (1) 選挙人の家を訪ねて投票を依頼したりするようなことは、選挙運動の期間前でも、期間中でも禁止されています。
- (2) いかなる方法であっても、選挙運動のため戸別に演説会の開催等について告知する行為及び特定の候補者の氏名等を言い歩く行為は、戸別訪問に類似する行為として禁止されています。

1.4 署名運動について（公選法第138条の2）

選挙に関し、投票を得る目的、投票を得させる目的又は投票を得させない目的で選挙人に対し署名運動をすることはできません。

1.5 人気投票の公表について（公選法第138条の3）

選挙に関し、公職につくべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表することはできません。

1.6 連呼行為について（公選法第140条の2）

- (1) 街頭演説の場所において、演説の前後又は合間に連呼することができます。
また、停止している自動車上から街頭演説を行う場合には、車上から連呼するこ

ともできます。

なお、これらの場合に連呼できるのは、街頭演説用又は乗車用の腕章を付けていなければなりません。

- (2) 映画の幕間や工場の休憩時間等を利用する演説を行う場所でも、連呼ができます。
- (3) 選挙運動用自動車の上において行う連呼行為、いわゆる「流し連呼」は、午前8時から午後8時までの間に限り認められています。
- (4) 11の(9)の場所での連呼行為は禁止されています。
- (5) 連呼行為をする人は、12の(4)と同じく静隠を保持するように努めなければなりません。

17 飲食物の提供について（公選法第139条）

選挙運動期間中は、誰であっても選挙運動において飲食物を提供することはできません。候補者が飲食物を提供したり、また、第三者が候補者に陣中見舞いとして飲食物（料理、弁当、サンドイッチ、お酒、ビール、ジュースなど）を届けることもできません。公職選挙法違反となりますので十分注意してください。

ただし、日常用いられる程度の湯茶や、お茶うけ程度の菓子、果物などは認められています。（公職選挙法第139条）

18 氣勢を張る行為について（公選法第140条）

選挙運動のために、自動車を連ね、または隊列を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすることはできません。

19 選挙運動のできない人（公選法第136条、第136条の2、第137条、第137条の2、第137条の3）

- (1) 特定の公務員（選挙管理委員会の委員及び職員、警察官等）は、選挙運動をすることができません。
- (2) 公務員等の地位利用による選挙運動はすることができません。
- (3) 教育者の地位利用による選挙運動はすることができません。
- (4) 満18歳未満の者は、選挙運動をすることができません。

また、満18歳未満の者を使用して選挙運動をすることもできません。ただし、単に選挙運動の労務のために使用することは差支えありません。

- (5) 選挙犯罪により選挙権及び被選挙権を停止されている人は、選挙運動をすることができません。

20 選挙公営制度の拡大について（公選法第141条、142条、143条）

公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）が令和2年6月12日に公布されたことを受け、町では「標津町議会議員及び標津町長選挙における選挙運動の

公費負担に関する条例」を令和３年３月９日に公布し施行しました。それに伴い施行日以後にその期日を告示される選挙から以下の事項について、上限金額内にて無料とすることができます。

- (１) 選挙運動用自動車の使用
- (２) 選挙運動用ビラの作成
- (３) 選挙運動用ポスターの作成

第 4 選挙運動費用

1 選挙運動費用の支出制限額について

- (1) 選挙運動に候補者 1 人が使える費用の制限額（法定制限額）は、現在の推計では次のとおりです。（公選法第 194 条、施行令第 127 条）

ア 標津町議会議員選挙

法定制限額＝告示日における選挙人名簿登録者数÷定数(10)×1,120円(人数割額)＋900,000円(固定額)

現在の推計額：4,127人÷10×1,120円＋900,000円
＝1,362,300円（100円未満切上げ）

（3月1日定時登録時選挙人名簿登録者数により推計）

イ 法定制限額は、4月18日に告示します。

2 出納責任者の選任及び届出について

- (1) 候補者は、その選挙運動費用の収支について一切の責任を負うべき人、すなわち出納責任者 1 人を選任しなければなりません。出納責任者を選任したときは、直ちに
出納責任者選任届（様式 2－5）により標津町選挙管理委員会に届出てください。

（公選法第 180 条）

- (2) 出納責任者には、候補者が自らなることもできます。

また、推薦届出者が候補者の承諾を得て、出納責任者を選任することや、推薦届出者自ら出納責任者になることもできます。（出納責任者選任承諾書（様式 2－6））

なお、推薦届出者が数人あるときは、出納責任者選任代表者証明書（様式 2－6 下部）も記載してください。（公選法第 180 条）

- (3) 出納責任者に異動があった場合は、出納責任者異動届（様式 2－7）により届出てください。

なお、選任した推薦届出者が出納責任者を解任した場合は、出納責任者異動承諾書（様式 2－8）を添付してください。（公選法第 181 条、第 182 条）

3 選挙運動の実費弁償及び報酬について

- (1) 選挙運動に従事する者（いわゆる選挙運動員）に対する実費弁償並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償のそれぞれの最高額は次のとおりです。（公選法第 197 条の 2、施行令第 129 条）

ア 選挙運動に従事する者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額

(ア) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

(イ) 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

(ウ) 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額

(エ) 宿泊料 1夜につき 12,000円(食事料2食分を含む。)

(オ) 弁当料 1食につき 1,000円

1日につき 3,000円

(カ) 茶菓料 1日につき 500円

イ 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額

(ア) 基本日額 10,000円

(イ) 超過勤務手当 1日につき基本日額として支給する額の5割以内

ウ 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額

(ア) 鉄道費、船賃及び車賃 前記アの(ア)、(イ)及び(ウ)に掲げる額

(イ) 宿泊料(食事料を除く。) 1夜につき 10,000円

エ 選挙運動に従事する者及び選挙運動に使用する労務者に対し、弁当の現物提供をした場合には、その者に支給できる1日当たりの弁当料の実費弁償額又は報酬の基本日額は、弁当の実費に相当する額を差引いたものになります。(施行令第129条)

(2) 選挙運動に従事する者のうち、選挙運動のために使用する事務員、専ら車上又は船舶上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限って報酬を支給することができます。

なお、報酬を支給する場合における最高額、届出等は次のとおりです。(公選法第197条の2、施行令第129条)

ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき 10,000円以内

イ 専ら車上等における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者 1日につき15,000円以内

ウ 報酬を支給する場合は、あらかじめ標津町選挙管理委員会へ「選挙運動中報酬を支給する者の届出書」(様式2-9)により届出てください。

エ 報酬を支給できる期間は、届出したときから選挙の期日の前日までです。

オ 報酬を支給できる人数は、標津町議会議員選挙は1日7人以内です。

4 選挙運動に関する収支報告書の提出について

(1) 出納責任者は、①選挙の期日の告示の日前まで、②選挙の期日の告示の日から選挙期日まで及び③選挙期日経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出について、これを併せて精算し、選挙期日から15日以内(5月8日まで)に選挙運動費用収支報告書(様式2-10)を標津町選挙管理委員会へ提出しなければなりません。

また、この精算届後にされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出のされた日から7日以内に、選挙運動費用収支報告書を提出しなければなりません。(公選法第189条)

- (2) 選挙運動費用収支報告書には、領収書の写し又はその他支出を証する書面の写しを添えなければなりません。

なお、領収書等を徴し難い事情があったもの（相手方が死亡した場合、汽車やバスの切符の購入等）については、選挙運動費用収支報告書内の様式「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」に必要事項を記載してください。

また、金融機関での振込みによる支出があった場合は、選挙運動費用収支報告書内の様式「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」又は「振込明細書に係る支出目的書」に必要事項を記載してください。（公選法第189条）

- (3) 報告書の作成にあたっては次の事項に注意してください。

ア 収入の部

- (ア) 拡声機や家屋を無料で借上げた場合は、その借上料に相当する額を収入に記載しなければなりません。

また、当該借上料相当額は、支出にも記載しなければなりません。

- (イ) 自己資金の場合には、種別欄に「その他の収入」、備考欄に「自己資金」と記載してください。

イ 支出の部

- (ア) 記載は、支出等の科目ごとに日付順で記載して小計を出してください。

- (イ) 支出科目は次のとおりです。

1 人件費	2 家屋費（選挙事務所費及び会場費）		
3 通信費	4 交通費	5 印刷費	6 広告費
7 文具費	8 食糧費	9 休泊費	10 雑費

第 5 選挙後

1 選挙期日後の挨拶行為の禁止について（公選法第 178 条）

選挙の期日後において、当選又は落選に関し、選挙人に挨拶する目的をもって次の行為をすることはできません。

- (1) 選挙人に対して戸別訪問をすること。
- (2) 文書図画を頒布し、又は掲示すること。

ただし、次の行為は除外されます。

ア 自筆の信書

イ 祝辞や見舞等に対する返信

ウ インターネット等により頒布される文書図画

- (3) 新聞又は雑誌を利用（つまり広告）すること。
- (4) 放送設備を利用して放送すること。
- (5) 当選祝賀会その他の集会を開催すること。
- (6) 自動車を連ね、又は隊列を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすること。
- (7) 当選したお礼に、当選人の氏名等を言い歩くこと。

2 当選後について

当選人が決まると、標津町選挙管理委員会から当選人に当選の旨の通知が送付されます。この場合に、次のことに注意してください。

- (1) 兼職禁止の職にある人が当選したときは、当選告知を受けた日に兼職禁止の職を辞したものとみなされます。（公選法第 103 条）
- (2) 標津町に対し請負関係にある人が、当選の告知を受けた日から 5 日以内に標津町選挙管理委員会へ請負関係を有しなくなった旨の届出をしないと、当選を失います。（公選法第 104 条）

第 6 その他

1 選挙会（開票）について（公選法第 79 条）

- （1） 日時 令和 5 年 4 月 23 日（日）午後 9 時 00 分から
- （2） 場所 標津町生涯学習センター
- （3） 参観人数の制限 30 名（8 時 30 分開場とし到着順による）※予定

2 標津町選挙管理委員会及び選挙長に対してする届出、申出その他の行為は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間にしなければなりません。（公選法第 270 条）

3 選挙人名簿の閲覧について

次に掲げる期間を除き、政治活動等を目的として、その目的に必要な限度において選挙人名簿を閲覧することができます。閲覧に係る申請については選挙管理委員会までご連絡ください。

- （1）閲覧禁止期間 選挙の告示日から選挙期日後 5 日及び閉庁日（3 月 23 日が北海道知事選挙の告示日で 4 月 9 日が選挙期日となりますので、実際に閲覧可能な日は 3 月 17 日、20 日、22 日、4 月 17 日となります。）

4 標津町選挙管理委員会事務局について

住 所：086-1632

標津町北 2 条西 1 丁目 1 番 3 号 標津町役場 1 階第 1 会議室

（選挙期間（準備・片付け期間含む）外は役場 2 階総務課）

電 話：82-2131（内線 104、105（選挙期間外は 205、208））

F A X：82-1787

メール：senkyo@shibetsutown.jp

5 選挙関係機関

- ・ 釧路地方法務局根室支局 電話：0153-23-4874
- ・ 中標津警察署 電話：0153-72-0110
- ・ 中標津郵便局 電話：0153-72-3101
- ・ 標津郵便局 電話：0153-82-2001

6 本説明会の内容（資料の記載内容）は、公職選挙法等を抜粋した内容となっています。

今後の選挙運動については、関係法令を十分に御理解の上、慎重に行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。